

福生市環境リーダー認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、環境学習に関する事業、活動を行う福生市環境リーダー（以下「環境リーダー」という。）を認定することにより、環境保全の意識及び技術向上を図り、もって環境学習の取組を推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 環境リーダーは次に掲げる活動を行う。

- (1) 市が委託する環境学習事業の支援
- (2) 市からの要請による講義、実技等
- (3) 環境保全に関する自主的活動

(認定基準)

第3条 環境リーダーは環境保全に関する熱意と識見があり、次のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は、認定の対象としない。

- (1) 環境保全に関する資格を有する者
- (2) 環境保全に関する業務に携わっている者
- (3) 環境保全に関する市内の活動に3年以上の実績を有し、顕著な実績をあげている者

(申請)

第4条 前条の基準を満たし、環境リーダーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福生市環境リーダー認定申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(審査及び認定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、認定が適当と認めるときは福生市環境リーダー認定通知書（別記様式第2号）により、適当と認めないときは福生市環境リーダー不認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（任期）

第6条 リーダーの任期は、認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（認定取消し）

第7条 環境課長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず認定を取消することができる。

- （1） 第3条に規定する認定基準に適合しないことが明らかになったとき。
- （2） 本制度の信用を著しく損なったとき。
- （3） 認定の辞退の申出があったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が認定の取消しを適当と認めるとき。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。